厚生消防常任委員会要点記録

日　　時	令和８年８月２８日（金）	開　会	１０時００分	会議時間
		閉　会	１１時４０分	１：３５
場　　所	第１委員会室			
出 席 者	新岡委員長・吉永副委員長・早坂委員・太田委員・前田委員・長谷委員・生本委員			
傍聴議員	柏野議員・石井議員・矢野議員		参考人	１人
説 明 者	副市長、生活環境部長、保健福祉部長、消防長　外８名		傍聴者数	７人
事 務 局	議会事務局長、議会事務局次長、議事担当スタッフ		記　者	１人

会　議　の　経　過　事　項

	委員長が開会を告げ、傍聴の許可をし、議事日程について説明する。 ●日程１．付託案件審査について 陳情第３号　ゲノム編集技術応用食品の安全性審査の実施や表示を含めた消費者への情報提供の在り方について改めて検討を求める陳情書 本案件の審査を行うにあたり参考人へ質疑を行った後、審議に入る。 【参考人紹介】 ・生活クラブ生活協同組合北海道　恵庭支部担当理事 佐藤 静　様 【質疑】
新岡委員長	まず、参考人の方に対しての質疑に入りたいと思います。 質疑をお持ちの委員の方、いらっしゃいませんか。
生本委員	①　おはようございます。私のほうからは、まず参考人の方にお聞きいたします。 陳情内容を拝見しまして、国に求める陳情事項１、２、３の三つの項目に対してなんですけれども、どれも大変重要な視点だと思います。 その中で、消費者を保護するためにという観点からですが、この陳情内容１、２、３の記に付している内容をもし国が取り組まなかった場合、消費者へのリスクというのは何か考えられるものがあるのでしょうか、お伺いします。
佐藤静氏	①　御質問ありがとうございます。ゲノム編集された食品を買うか、買わないかを消費者が自分で決めることができません。口にするものが安全審査や科学検証がなされず、どのように生産されたかも不明なものがスーパーの棚に並ぶことに大きな不安を覚えます。これが１番の理由です。

前　田　委　員	①　本日は、参考人、わざわざ足を運んでいただきましてありがとうございます。 　私のほうから、この陳情に関して素朴な疑問ですけど、お答えできる範囲でお願いしたいと思います。 　ゲノム編集技術は、農業や食糧問題等について解決の糸口になる非常に大切なことだと認識しておりますけれども、一方で、消費者が安全に安心して選択できる環境づくり、これがやっぱり大事だと私は思っているのですけれども、まず、最初の質問は、現在流出している届出済みのゲノム編集食品について、健康被害が発生しているというような状況があるのかないのか、陳情者としてどういう認識でおられるのか、ちょっと確認したいと思います。健康上の被害等々があるのか、どうかなということをまずお伺いします。
佐　藤　静　氏	①　御質問ありがとうございます。各会派の方々にお渡ししました参考資料として、本が２冊ほどあると思うのですが、それとかを私とかのほうで拝見しまして、気がついたところだけですけれども、科学者では私はないので、分かる範囲内で答えると、発がんにつながり得る変異としまして、２０２１年の４月にＮａｔｕｒｅの論文にて、クロモスリプシスの発生を指摘しています。クロモスリプシスは、たった一度の細胞分裂異常で起こる激甚なゲノム崩壊現象です。発がん細胞で見つかることが多く、がん遺伝子の急激な活性化やがん抑制遺伝子の喪失を引き起こします。 　またほかに、オフターゲットと言いまして、狙って遺伝子組み換えをしているのですが、狙っていなかった遺伝子も損傷してしまうということがあります。切断を狙う遺伝子以外の遺伝子を破壊してしまう現象です。アメリカのコロンビア大学など多くの研究機関で多数のオフターゲットを指摘しています。 　また、抗生物質耐性遺伝子が残留ということもあります。 　さらに、遺伝子間のバランスが狂います。そして、人間以外、動物虐待にも指摘されるということが当たっております。 　また、生命倫理を損ねる危惧がございます。 　ひとまず、そういうところが気になっているところです。
前　田　委　員	②　ありがとうございます。今、お聞きしますと、現在もそういう危険性を感じているということと、将来的にもやはりそういうことが懸念されるという認識でよろしいでしょうかね。ということは、この陳情につきましては、やはり食品としての安全性を第一と考えるほかに、やっぱり安全性とは別に、消費者がこのゲノム編集食品を知った上で選択できるということについて、しっかり国のほうに要望したいということでよろしいんでしょうか。その２点、もう一度伺います。
佐　藤　静　氏	②　まさにそのとおりで、まずこのゲノム編集食品というものがあるということを世の中の人で知っている人は一体どれくらいいるのかというところがあります。遺伝子組み換えというのは結構広まってきているんですけれども、ゲノム食品というのは一体何なのか、そういうところを分かってもらって、表示されれば、さ

	らに一体何なのかというのを皆さん調べる、知識ができるということになりますので、そういうことで、表示義務、ゲノム編集している、していない、もしくは、されているかもしれないという表示があると、買うものとして、これは正しい、自分の体に入れていいものなのか、家族の口に入れていいものなのかということを判断することができますので、それは生活クラブとは限らず、全世界の人たちが自分の健康、人間の未来のことについて、全世界的な動物の未来について考えることだと思います。
前　田　委　員	③　ありがとうございます。 　このゲノム編集技術そのものを否定するものではないということが、今よく分かりました。その上で、安全性の継続的な検証と消費者への情報提供、これを求めるということで、最終確認、よろしいですね。
佐　藤　静　氏	③　はい、そのとおりです。大丈夫です。よろしくお願いします。
吉　永　委　員	①　今日はどうもありがとうございます。 　今、表示義務の話がありましたが、おっしゃるとおり、明確に分かればやるべきであろうと思うんですが、現在のところ、いろんな見解が学者の中であって、科学的に判別することは困難という話もございまして、ゲノム編集食品と従来の食品、例えば遺伝子組み換えとか、グレーゾーンがまだ存在すると、今後それがだんだん分かっていけばしっかりとやっていただきたいというところ、そういう今後に向かっての方針ということをまず確認させていただくのと、あと、トレーサビリティ、それが科学的に大体分かってきたよと言ったときに、どんなような、逆に言うと、コストとかも発生するのですが、その辺について現実的なところはどういうふうにお考えになっているのか、お伺いいたします。
佐　藤　静　氏	すみません、コストというのは、何だろう、トレーサビリティを行う企業に対してのコストの話でしょうか。 （発言する者あり）
佐　藤　静　氏	①　コストはかかるかもしれないんですけれども、それは拡大生産者責任と言いますか、生産者さんが責任を持って自分の企業の食品を世に出すというところで必要かなと思います。もちろんそれを追えない、最後の最後のところまで、トレーサビリティというのは、例えばその原材料に牛とかが使われていたりとかしたら、その牛の食べる牧草とか餌とかトウモロコシとかが遺伝子組み換えであるとか、ゲノム編集であるとか、そういうところまで追えるかというところまでいくかもしれないんですが、そこももちろん追えたほうが実際いいことになっておりまして、ただそれが全て表示されるかというと、そこまではできないかもしれないけれども、その企業のホームページなどに記載されていれば、消費者としては追えるかなと思いますので、そこは企業としてコストはかけてもらいたいと思います。
吉　永　委　員	②　ありがとうございました。やっぱりコストがかかっても表示は必要だなという

	ことが分かりました。 　そこで、消費者への情報提供について、どれぐらい、今言われた細かいところまで行くのか、ゲノム編集食品ですよというのが分かればいいのか、それの具体的なところ、どんなイメージなのか、イメージをお伺いしたいのと、あと消費者への教育とかも必要だと思うんですが、その辺をどうお考えかを伺います。
佐　藤　静　氏	②　消費者への情報提供についてですが、国や企業側からゲノム編集食品のメリット・デメリットを知ることができる正しい情報発信がなされることが大切だと思いますので、それをもって、その先に初めて私たちの選択の意思が生まれるので、これをやってもらいたいということを、恵庭市のほうから強く道や国に意見していただきまして、そして、上の動向を探るというか、という感じだと思います。すみません、答えになっていますか。
吉　永　委　員	ありがとうございます。結局、技術が進化しないとできない部分もあって、技術も今、ゲノムに関しては、まだ発展途上というところを御理解されていることを理解いたしました。 ③　そこで、最終的にリスクとベネフィット、このバランスもやっぱり考えていただいてるのか、いやいや、もう危ないから何とかしなさいよというのか、そこだけ確認させてください。
佐　藤　静　氏	③　ゲノム編集そのものは邪悪な技術ではなく、遺伝子の機能の解明などにつながる重要な意義があり、希望と期待を持って世に登場したものと思われます。医療分野や気候変動対策など期待が寄せられるのも事実です。 　生活クラブとしましては、取り扱う全てのものにおいて、疑わしきものは使わない、情報開示を設立当初から上げてきておりますので、組合員視点としては、素性の確かなものを選びたいの１点に尽きます。表示があれば、私たちが知らないうちに口にしなくて済むことに加え、ほかの生命への倫理的な配慮がなされるためにも、買う、買わないの行動で消費者としての意思表示を掲げていきたいと思います。
新　岡　委　員　長	それでは、以上をもちまして参考人に対しての質疑を終わらせていただきます。 　ここで、せっかく来ていただきまして、この機会ですので、最後に何か参考人からお伝えしたいことがございましたら、よろしくお願いいたします。
佐　藤　静　氏	このような機会を設けていただきまして大変ありがとうございます。 　こういうことでもない限り、ゲノム編集とは一体何なのかということを市議会の皆さん、恵庭市民の皆さん、これは配信されるということですので、全世界的に勉強になる人がいるといいなと思います。 　こちら、ゲノム編集について、地方議会からは、国会関係省庁に提出された意見書は、提出議会が日本全国の中で５県と３６市１２町ございます。北海道では、北広島市議会、札幌市議会、江別市議会、石狩市議会、小清水町議会で取り上げ

	られております。ここに恵庭も加わるということで、とても喜ばしいことと思います。 （発言する者あり）
佐　藤　静　氏	ありがとうございます。本当にお時間を取っていただきまして、ありがとうございます。
新　岡　委　員　長	ありがとうございます。それでは、そのまま参考人の方はそこでお待ちいただきたいと思います。 続きまして、執行部に対しての質疑に入ります。 執行部への質疑をお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。
吉　永　委　員	①　国がやっているので、市のほうで把握されているかどうか分かりませんが、そこの確認を、このゲノム編集に関して、国から市に対する科学的なエビデンス等の情報があるのかどうか、お伺いします。
加賀谷生活環境課長	①　私から今の質問にお答えしたいと思います。 国のほうから、こういったエビデンス等の情報提供というのは現在なくて、消費者庁のホームページで確認できるものとなっております。 以上となります。
新　岡　委　員　長	ほか、質疑お持ちの方いらっしゃいますか。
各　委　員	（「なし」との声あり）
新　岡　委　員　長	質疑がなければこれで質疑を終わります。本案の取扱いに関し、各委員の御意見を伺いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
各　委　員	（「なし」との声あり）
新　岡　委　員　長	それでは、１人ずつ御意見を伺っていきたいと思います。
吉　永　委　員	結論から申し上げると、継続でお願いいたします。 今回、参考人に御意見を伺わせていただいて、当然に陳情書のほうをしっかり読ませていただいてますが、次に意見書になってきますので、ここで継続させていただいて、意見書をしっかりつくっていくために今回は継続とさせていただきたいと思います。
長　谷　委　員	私も継続でお願いします。前向きな方向で検討していきたいと思います。ありがとうございました。
前　田　委　員	参考人に来ていただいて、よく認識することができました。本当にゲノム編集技術については否定するものではないということです。やはり安全性の継続検証と消費者への情報提供、これをしっかり進めていくものですので、今後とも前向きにしっかり検討させていただきますので、私も継続審査ということでよろしくお願いします。
早　坂　委　員	私も継続審議でお願いしたいと思います。ゲノム編集ということについて、私

	もほとんど知らなくて、今回いろいろ勉強させてもらいました。市としてもやっぱり意見書を出したいと思いますので、やっぱり継続して審議することが大事だと思います。
生　本　委　員	私は、本日の質疑のやり取りを受けまして、大変に参考になった次第であります。ただ、もう少し精査する時間が必要なのではないかという部分で、継続審査でお願いいたします。
太　田　委　員	私は、前回の委員会のときと同じく、採決して採択でと思っています。今回、陳情者の方に来ていただいたのと、事前に資料を頂き、自分でも勉強させていただきました。前にもお話ししましたが、陳情者、日頃からこのような共同購入を通して健康で安心して暮らせる社会の実現を目指して活動しているということと、陳情者も言っていましたが、道内でも採択されているところが増えてきているということが理由になります。 生活クラブ生協の組合員数から考えても、一部の人だけではなく、多くの人がこの問題について不安を感じているということが推測されますので、採決して採択した上で話合いを進められたらなというふうに思いましたので、それでお願いします。
新　岡　委　員　長	それでは、御意見が分かれました。 したがいまして、本案については討論を省略して、これより採決に入りたいと思います。これに御異議ございませんか。
各　委　員	（「なし」との声あり）
新　岡　委　員　長	御異議なしと認めます。 これより、取扱いに関し採決に入ります。 お諮りいたします。 本案につきまして、本日、採決することに賛成の委員の起立を求めます。 （賛成者起立）
新　岡　委　員　長	ありがとうございます。着席願います。 起立少数であります。 したがいまして、本案につきましては、継続ということに決定いたしました。
	【結果】 継続審査
	○日程１．付託案件審査について　終了
	（参考人退出）
	●日程２．報告案件について （生活環境部）

加地廃棄物管理課長 辰下脱炭素推進課長	資料説明①渡島廃棄物処理広域連合からのごみ受入れ状況について 資料説明②恵庭市ヒグマゾーニング計画（案）について 【質疑】
早　坂　委　員	①　２点お聞きしたいんですけど、まず、ヒグマ対策で緩衝地区に緑のふるさと森林公園とか市営牧場がありますけども、そういうところに電気柵とか、そういう設置とかは考えられないのでしょうかというのが１点。 ②　廃棄物処理の件で、渡島地域の廃棄物というと、具体的に何市何町ぐらいの規模だったかなと、その２点をお聞きしたいと思います。
辰下脱炭素推進課長	①　今、委員が例として挙げていただいたふるさと森林公園ですとか、市営牧場、また漁川管理事務所ですとか、市民スキー場、この地図に主立った施設等を載せておりますが、こちらの施設につきましては、現在、電気柵のほうは設置してございません。 　こちらの電気柵につきましては、担当部署がそれぞれ判断することになるかとは思いますが、かなり広大な敷地となってございますので、私が答弁していいかどうかは分からないんですが、なかなか現実的にはぐるっと一回りさせるというのは少し難しいのかなという感想を抱いております。 　以上です。
加地廃棄物管理課長	②　私のほうからは、渡島地区の渡島の広域処理連合の構成が幾らかということだと思いますけれども、１市９町でございまして、町の具体的な名前としましては、北斗市、長万部町、八雲町、森町、鹿部町、七飯町、木古内町、知内町、福島町、松前町となります。 　以上です。
早　坂　委　員	③　ありがとうございます。電気柵の件で再質疑したかったんですけども、緑のふるさと森林公園は、やっぱり小さい子どもさんなんかも行く可能性があるということで、最低限、ふるさと森林公園のところぐらいは電気柵とかはできないんでしょうか。
辰下脱炭素推進課長	③　緑のふるさと森林公園につきましては、電気柵を設置していないと答弁させていただきました。ただ、何も対策していないわけではなく、定点カメラを設置しているというふうに聞いてございます。 　委員の御希望とはちょっと違う形になってしまうかもしれませんが、安全対策という形では、カメラに映った、目撃があったというときには、速やかに情報提供をして、施設の閉鎖等を行っているというのが、今現在行っている緑のふるさと森林公園の安全対策というふうに聞いてございます。 　電気柵の部分につきましては、所管が違いますので答弁しづらいところはありますが、やはりこの地域全体を熊から守るというのは、なかなか難しいのではないかなという感想を持ってございます。

	以上です。
早　坂　委　員	④　所管が違うということで、ちょっと申し訳ないんですけども、やっぱり電気柵となると経費が大分かかるということなんでしょうか。
辰下脱炭素推進課長	④　ちょっと時期は不明ですけれども、電気柵を、去年、今年設置した場所にたまたま行くことがあってちょっとお話しさせていただきました。そのときには１，０００万円弱ぐらいかかったような話をそのときに聞きましたので、規模感でいくと、緑のふるさと森林公園ですと、その何倍もかかるのかなと思います。あとは、その広さに対応できる電気量の確保とか、様々あるかと思いますので、費用的にはかなり厳しいものがあるのではないかと考えます。 以上です。
長　谷　委　員	①　私は、資料①渡島廃棄物処理広域連合からのごみ受入れの状況についてですけれども、御説明であらかた分かりました。最後に書いてある実際の受入れ期間、搬入量は未定ということで、取りあえずは１年間搬入するよということを書かれていると思うのですけども、これが延びるかどうかということがまだ未定だということと。 ②　あと日６．５トン以内搬入するということも、これが増える可能性があるということを想定してのことなんでしょうか、まず伺います。
加地廃棄物管理課長	私のほうから長谷委員の御質問の中で、今、令和９年６月３０日までの１年間ということで契約しているところですが、それが延びるのかという話と、あと、今、６．５トン１日当たりというところのごみの量がそれ以上になることがあるのかということの御質問でよろしかったでしょうか。 ①　まず１点目ですけれども、今、実際に復旧見込みというのが２年と今のところアナウンスいただいているところでございまして、まずは、今回は１年間というところで受入れするところではございますけれども、状況によっては、協議をした中で延長をするだとか、契約変更してというような形だとか、やり方については今検討しておりますけれども、延長するということは可能性としてはあるとは思います。 ②　その際に、６．５トンというものを増加させることがあるのかということですが、それについても、併せて検討させていただくということとなると思います。 以上です。
長　谷　委　員	分かりました。 ③今現在、恵庭市では３３トン／日処理しているということが書かれているのですけれども、今の現状の恵庭市の炉の状況、例えば、２８掛ける２の２炉がありますよね。毎日２炉が稼働しているのかということをまず伺います。今の現状。 ④　それと、この日６．５トンを受け入れることによって、その炉の稼働の時間がどのぐらい延びるのか、またそういった負担なんかの試算をしているのかどうかということをお聞きいたします。

加地廃棄物管理課長	③　今、毎日２炉運転しているのかということですけれども、現在、毎日２炉の運転というのは行っていない状況でございます。計画的にごみのピット内のごみの状況を確認しながら、２炉運転だったり、１炉運転だったりというようなことで行っております。月に２炉運転を１回やるとかなり量が下がりますので、その中でまた１炉運転に切り替えてというようなことをやらせていただいております。 ④　炉の状況がどうなるかということですけど、ごみを受け入れることによって２炉運転が増えるのではないかということですけれども、今現在、通常時のごみの量自体も処理の計画量よりも下回っているというような状況でございまして、炉の摩耗だとか、そういったものについても、計画量を処理する場合と比較して抑えられているものとなっておりますので、今回、６．５トン増えたことに関しても、特段問題はないと考えております。 以上です。
長　谷　委　員	⑤　ちょっと気になったんですけども、やはり当初よりごみの量があまりないから、日６．５トンあっても負担にはならないという答弁でした。今の状況の少し稼働時間が長くなるようなぐらいで、このごみは処理できると踏んでいるというようなことですよね。２炉運転する日数が増えるかもしれませんけれども、そんなに負担にはならないということで把握してよろしいですか。最後の確認です。
加地廃棄物管理課長	⑤　はい、今、委員がおっしゃったとおりでございます。 以上です。
吉　永　委　員	①　まずは資料①から、今回の火災原因について相当な時間を要する、イコール、火災原因が分かってないといったところで、特定されていない段階で受入れを行うことに対して、市民への説明をどうされるか、これが一つ。 ②　それから、特定されていないのですが、本市としての独自の安全対策が何かあるのかということが２点目。 ③　資料②ヒグマのほうです。 まず、緊急銃猟が挙げられているのですが、警察との連携とか、近隣の方々への警察官職務執行法等に基づいた弾の発射判断、誰がどのようにするのかといったところが一つ。 ④　それから、緊急銃猟をやるためのマニュアルの整備があるのかどうかをお伺いします。 ⑤　３点目、ヒグマの捕獲、箱わなでやるのですかね、これの保有状況と今後の整備予定についてお伺いします。 以上です。
加地廃棄物管理課長	今、委員からの御質問、火災原因が特定されていない中で受入れを行うことについて、安全上の懸念にどう応えるのかということかと思います。あと２点目としましては、本市として独自の安全対策というものがあるのかということだと思います。

辰下脱炭素推進課長	①　まず１点目ですけれども、クリーンおしまの火災原因につきましては、現在も調査中でございまして、原因が特定されない段階であることから、本市の焼却施設における火災リスクについては、現時点で断定的な判断はできないものと考えております。このため本市といたしましては、広域連合に対しまして、引き続き火災原因の究明状況について報告を求めるとともに、受入れに当たっては、事前にごみ質分析の結果の提出を受けまして、その内容を確認することとしております。 ②　２点目の本市の独自の安全対策ですけれども、受入れする廃棄物の種類を家庭系の一般廃棄物の可燃と事業系の一般廃棄物の可燃、生ごみに限定しております。あと実際に搬入されたごみについても、展開検査によりまして内容を確認するとともに、ほかのごみ収集車とは別建てで、焼却施設内で監視を行います。搬入物や施設の運転状況に異常が確認された場合に受入れを停止するということで対応いたします。 本市といたしましては、火災原因が明らかになっていないことを踏まえまして、原因究明の状況を注視しながら、搬入物の確認と施設の監視を徹底し、安全確保を図ってまいりたいと思います。 以上です。 それでは、委員からいただきました３点の御質問にお答えしたいと思います。 ③　まず、緊急銃猟を実施するに当たっての判断等についてだったかと思います。市街地に危険個体、いわゆるヒグマ等が発生したときの緊急銃猟の実施判断につきましては、まず緊急銃猟を実施する場合には、市町村長、いわゆる恵庭市長が判断を行います。また、警察官職務執行法による火砲の使用につきましては、現場の警察官の判断において実施することとなります。 実際にヒグマが発生した場合につきましては、その状況と緊急銃猟が適切なのか、警察官による発砲が適切なのかというのは変化していくものと考えておりますので、現地におきましては、市と警察、あと振興局、あと現地のハンターが緊密に連携、情報提供を行いながら、協力して迅速でかつ安全に適切な処理をしてまいりたいと考えてございます。 ④　続きまして、緊急銃猟のマニュアルの整備状況かと思います。こちらにつきましては、令和７年９月１日に鳥獣保護法が改正されて緊急銃猟制度が新設されました。これに伴いまして、同年１０月に北海道から緊急銃猟の運用マニュアルの参考例が示されております。 これを受けまして、恵庭市におきましては、同年１１月に緊急銃猟のマニュアルを策定、整備してございます。 ⑤　最後に、箱わなの保有数等でございますが、こちらにつきましては、現在１基の保有となってございます。今年度につきましては、予算がついたことから、もう１基新設の予定となってございます。現在の状況といたしましては、発注等が全部終わりまして、早ければ９月中に２基目の納品がされる予定となってござい

	ます。 以上です。
吉　永　委　員	ありがとうございました。まずごみのほうから再質疑します。 ⑥　搬入後、展開検査でしたか、を実施するということですが、具体的にどの程度、例えば、全車両サンプリングするのか、抜き打ちなのかをお伺いします。 ⑦　万が一、不適正なごみが搬入された場合、搬入の停止措置とか、ペナルティ等の運用があるのかどうかをお伺いします。 ⑧　次に、資料②のヒグマの箱わなですが、どの辺に設置する予定なのか、どういうふうに設定しているか、お伺いします。 ⑨　２つ目がハンター、今対応のハンターをやるんですが、この体制、確保状況、どうなっているのかをお伺いします。 以上です。
加地廃棄物管理課長	⑥　展開検査についてでございますが、契約上、実施する際には事前に周知する、通知いただくこととなっております。本市では、通常年４回、２月、５月、８月、１１月というところで抜き打ちによる展開検査というものを実施しているところですが、今回の受入れについても、渡島広域連合に限らず、市内の事業者を含めた定期的なモニタリングの中で、焼却施設の運転管理者と相談しながら実施してまいりたいと思います。 現在、まだ受入れの時期が８月を過ぎていくという状況でございますので、通常は年４回としておりますが、そこにこだわらずに行っていくというようなことを考えております。 ⑦　不適正なごみが確認された場合のことだったんですけれども、こちらも契約上、ペナルティというものを我々決めているものはございませんけれども、恵庭市が必要と判断した場合には、受入れを停止することができることとしております。 そのほか、委託契約書において、先方の責めに帰する理由により本市に損害を与えたときには、先方の負担によりその損害を賠償しなければならないということを記載しておりますので、そういったところで対応させていただくというような形になると思います。 以上です。
辰下脱炭素推進課長	私のほうからは、ヒグマの箱わなの設置とハンターの確保状況の２点だったかと思います。 ⑧　まず、ヒグマの箱わなの配置場所の選定につきましては、まず、箱わなを設置する場合には、農作物被害等の実害が発生した場合について対応、設置することとしてございます。具体的な設置場所の選定につきましては、ヒグマの生態ですとか、特性に精通した恵庭猟友親睦会の専門的な知見や指導をいただき、周辺環境の安全確保と捕獲効果、こちらを十分に考慮した上で適正に決定しているところでございます。

	⑨　また、ハンターの確保状況につきましてでございますが、恵庭猟友親睦会と当市では、ヒグマ対策に関する委託契約を締結してございます。こちらの締結により、必要な動員体制は十分確保されている状況にございます。 　具体的には、箱わなを設置した場合には、朝夕のパトロールを２名体制で実施しているほか、実際にヒグマが捕獲された場合には、現場の安全確保ですとか、処理、迅速な対応を図るため、最低でも５名程度のハンターが捕獲時には即座に動員、配置できるような協力体制を構築してございます。 　以上です。
吉　永　委　員	資料①のほうは分かりました。 ⑩　最後に搬入ルートです。搬入経路が恵庭インターから川沿線、それから焼却施設と、多分、台数が多くないんですが、市の収集車と同じ時間帯ぐらいで運行されることになりますが、交通量の影響とか、近隣住民への説明、周知等の状況をお伺いします。 ⑪　次、資料②、箱わなを設置すると、ある意味、誘引する餌があるので、危険な地域になるかと思うんですが、周辺住民への周知とか呼びかけ等はどうなっているのかをお伺いします。 ⑫　それから、同じく、防除地域もそうなんですが、誘引物、要は餌となるようなもの、農作物はやむを得ないのですが、それ以外に廃棄の野菜とか、果実とか、コンポスト、それから生ごみもあるんですかね、このようなやつをどうしたらいいのか。単なる啓発活動だけにとどまらない実質的な指導が行われるかどうか、お伺いします。 ⑬　それから、コア生息地域の中で春期管理捕獲ということが書かれているんですが、個体数の調査とか、問題を起こす個体になることを防ぐため、春期捕獲について、本市における実施基準や想定規模は設定されているのかどうか、お伺いします。 ⑭　最後に、ハンター、何か聞くところによると年配の方もいらっしゃるということで、新規ハンター育成に向けた市の支援体制があるかどうか、お伺いします。
加地廃棄物管理課長	⑩　私のほうからは、搬入ルートと交通量の影響についてでございますが、今回の搬入は１日１台としております。そういった中で交通量への影響はほぼないと考えております。 　また、搬入経路沿線にお住まいの１３世帯と、あと周辺町内会の会長様に事前に説明を行ったところ、御理解をいただいているというような状況でございました。 　以上です。
辰下脱炭素推進課長	４点の御質問だったかと思います。 ⑪　まず１つ目の箱わなを設置した場合の周知等についてだったかと思います。まず、箱わなの設置につきましては、箱わなは、委員おっしゃったとおり、強力な誘引物として機能してヒグマを呼び寄せるという特性がございます。ですので原

	則として、一般の市民の居住地域ですとか、市民が出入りするような場所は避け、事前に安全性が十分に確保されているような場所を選定して設置することが原則となってございます。例えば、設置場所を広くホームページ等で周知した場合には、周知の効果もありますが、わなを設置しているということを広く皆さんに伝えてしまう、言葉が適切かどうかは分かりませんが、やじ馬のような方も来る恐れもございますので、そういう一般の方が来られないような場所、安全性が確保されている場所に設置することを基本としてございます。場合によっては、近くにゴルフ場等があった場合には、そういう場所には個別連絡することもございますが、今のところ広くホームページ等で周知するというような予定はございませんし、そういうところに設置するということも今のところ実際にあったことはございません。 ⑫　続きまして、２つ目、防除地域での食品残渣ですとか、廃棄野菜等、誘引物の管理のことだったかと思います。この防除地域につきましては、公共施設、レジャー施設が多く立地しておりますし、一部営農者も存在する場所となってございます。まず各施設の敷地の管理、そこから出た食品残渣等の管理につきましては、まずは事業者様の管理責任の下できちんと生ごみ等の誘引物が適切に管理、処理されているものと認識してございます。そういう危険な行為の適切な管理がされていないといったような場合には、こちらのほうで聞き取りですとか、指導等に出向くような体制としたいと考えてございます。 ⑬　次が春期管理捕獲のことだったかと思います。春期管理捕獲の主な目的としては、個体数の適切な管理に加えまして、残雪期に、入山を通じて、ベテランハンターから新人ハンターへ捕獲技術や安全管理等を継承していくことも目的の一つとして挙げられます。本市における春期捕獲の実施に当たりましては、ハンターの育成、技術継承に主眼を置いて実施してございますので、あらかじめ捕獲頭数の絶対的な目標数とかは設けてございません。 　参加する猟友会の会員の方々につきましては、本業を持ちながら協力をしていただいている体制となってございますので、参加人数等も厳密には確定してございませんが、継続的な技術継承の観点からも、最低でも１０名程度で入山していただきたいということを依頼してございます。 ⑭　最後、ハンターの育成ですとか、恐らく新規ハンター獲得等のことの質問だったかと思います。近年、ハンターの減少ですとか、高齢化につきましては、全国的な問題となってございます。本市におきましても、２０代ですとか、３０代といった若手会員の割合は決して多くないというのが現状でございます。しかしながら、本市におきましては、自衛隊が所在する地域特性がありまして、自衛隊を退官された方々が猟友会に入会していただいている環境となってございます。自衛隊を退官された会員の皆様につきましては、十分な体力に加え、山中での演習などの活動等の経験もあることから、即戦力として位置づけているところでございます。捕獲や見回り等の現場対応について、非常に心強い存在となってござい

	ます。 　こうした地域独自の基盤があることから、本市においては、他市町村ほど逼迫した状況にはなっておりませんが、今後もハンターの確保・育成については尽力していきたいと考えてございます。 　以上です。 （生活環境部）について終了 １０時５９分　休憩 １１時０３分　再開 （消防本部・署）
小柴予防課長	資料説明④学校における防火安全対策の徹底を目的とした特別査察の実施について 【質疑】
生本委員	私からは、２点御質問いたします。 ①　資料④の１の資料の中に、今回の国からの通知によって、それぞれの地域の幼小中高の校舎内を点検したということですけれども、国からの通知という部分で、消防組織法第３７条の規定に基づきというふうな説明があるのですけれども、これはどういった内容の規定なのか、分かりやすく教えていただければと思います。 ②　もう１点は、点検内容について、どういったことを行われたのかというのが資料に出ているのですけれども、一番下の段に、防火戸等の作動性の確認及び閉鎖時の対応方法などを行ったということですけども、学校に取り付けられている防火戸というのは、大体設置される場所はそれぞれの校舎で同じ場所なのか、それとも学校のほうでそれぞれ検討して設置するものなのか、まずは防火戸はどういった設置の仕方がされているのか、お伺いします。
小柴予防課長	①　ただいまの質問についてですが、消防組織法第３７条の助言等につきましてですが、消防のほうでは、社会的影響の大きい火災事案が起こりますと、国、総務省のほうから通知というのが発出されます。今回もそうですが、その中において特別査察というものを消防組織の中に設けておりまして、定期的に実施される査察とは違いまして、消防庁が特に必要と定めるものについて行うのが特別査察というものになります。過去におきましても、社会的影響のあった死亡火災、また

	特殊火災、そういったものがあった場合については、対象となる場合が多く近々で言いますと、令和３年の１２月に大阪の北区で２４名が亡くなったビル火災が発生しました。また最近では、昨年１２月に東京都港区で発生しました個室サウナ、ここで２名の方が亡くなった事案が発生しております。そのときにもそういった通知が発出されまして、それに基づいて、当消防本部におきましても、特別査察ということで、避難経路図だとか、避難経路の状況、または消防設備の設置状況、そういったものを確認・調査をしております。 ②　２点目ですが、防火戸の関係でございますけども、防火戸の設置基準につきましては建築基準法によって設置となっております。防火区画と言いまして、建物の構造によりますけども、竪穴の区画だとか、フロアで区画をしておりまして、煙がそれ以上侵入しないような防火戸を設置するというようなことになっておりますので、消防法とはまたちょっと違った法律にはなるのですが、防火戸の設置状況、避難の際に棚が置いてあったりだとか、そういった障害物があったりとかしますので、そういった部分を消防が定期的に立入りを行って指導を行っているというような形になります。 以上です。
生　本　委　員	ありがとうございます。大変詳しい御説明で、法律に関する部分は特別な事案があった場合、それぞれの地域において査察等の調査を行うというようなことが通知されるということがよく分かりました。 ③　もう１点の防火戸に関してだったんですが、私のイメージでは、例えば体育館と校舎の間のところに設置するとか、２階から階段を降りて１階に行く途中に設置するとか、そういったような形で、それぞれの学校で既に設置されているということでいいのかというのと、今回は全部の学校を１か月以上かけて見たけれども、特に異常はなかったと受け止めていいものなのか、お伺いします。
小柴予防課長	③　先ほどの防火区画の設置状況についてですが、全ての建物、市内におきますと、全ての学校におきましては、防火区画ということで防火戸の設置がされております。大きく言いますと、先ほど言いましたように、フロアによる区画と階段室を使った竪穴区画というような大きな区画があります。こちらの建物におきましても防火戸は設置しておりますし、そのフロアで煙を何とか抑えるといった目的から、ある一定基準の建物になりますと防火戸の設置というのは建築基準法の中に定められています。 今回の２１校の立入検査を行いまして、指導事項がありました。まず私のほうからは、今回、２１の学校に対しまして指導がなかった幼稚園が２園、学校が４校、残りの１５校が指導事項ありというような状況となっております。 状況の内容につきましては、消防用設備に関するもの、また防火管理に関するもの等々がありまして、特に今回、避難器具の部分につきましては、降下障害が３件、またエアコンの室外機が降下ライン上に設置されていたりとかしての開閉障害だとか、あとは防火管理上の防火戸の前に棚が置いてあってドアが閉まらな

	いといったような案件が今回目立ったような案件となっております。 以上です。
生　本　委　員	分かりました。 ④　では、指導事項があった学校に対しては、このように補完しましたというような形で報告は受けるようになっているんですよね。それの確認を最後に伺います。
小柴予防課長	④　消防の立入検査におきましては、関係者の立会いを求めます。特に今回、教育部の関連の事案がありましたので、教育部等に事前に調整を取りまして、教育部の職員が立会いの下、合同で立入検査を行いまして、その結果、指導通知事項につきましても情報を共有しております。 以上です。
吉　永　委　員	①　それでは、今、具体的な例があったのですが、今回指摘があって是正計画を求めるのですが、２学期が８月２５日からでしたか、もう既に始まっているのですが、改善、改修を完了しているのか、進捗状況の確認についてお伺いします。
小柴予防課長	①　ただいまの質問に関してですが、是正の計画につきましては、既に各学校、関係機関へ指導通知書というのを送付させていただいております。１か月以内に改善計画書を消防に提出させまして、即時改善できるものにつきましてはその場で改善し、改修等に時間を要するものにつきましては、改善計画書に基づきまして、期日までに継続的な是正指導を行っているというような状況になっております。 現在、改修計画書がまだ提出されていないという状況であるため、提出された場合に、その時点をもって、随時現地確認を消防が実施しまして、状況を確認し、安全に努めてまいります。 以上です。
吉　永　委　員	②　ありがとうございます。内容をお聞きしたところによると、エアコンの室外機が降下ラインの上にあってとかというのは時間がかかるだろうと、ほかのいろんな障害、防火戸の閉鎖障害とか、これも時間かかるだろうと思うのですが、球切れとか、タコ足配線、整理整頓とか、簡単なやつは子どもが来る前にやるというところが基本だと思うのですが、その辺はどうなっているのかお伺いします。
小柴予防課長	②　今回、違反事項のありました内容につきましては、ソフト面、ハード面ともにありますけども、比較的ソフト面というのが多くございまして、すぐその場で棚を移動させることによって避難障害が改善される、あとは球が切れているようなものに関しては、その場で球を交換することによって発光させるですとか、そういったものによって即時対応できるものっていうのが非常に多かったような状態です。 また、機械室内の整理整頓や夏場使用する草刈り機だとかの燃料の保管状況についても今回、指導事項等あったのですが、それにつきましても、その場ですぐ移動させるということで改善に至っております。

	以上です。
吉　永　委　員	③　ありがとうございます。すぐやれば危険が減るといったところでございます。 若干の説明があったのですが、今、ハードとソフトという話がありましたが、東京北区の火災では、学校の先生方が洗濯物を干していたといったことですが、ハードの整備に加えて、避難訓練が非常に実効性のあるものと考えるのですが、消防のほうから指導していただくのですが、実際の現場は学校側で、学校側の防火管理者とか、教職員とか、助言指導が非常に重要になってくるのですが、教育委員会との情報共有等についてお伺いします。
小柴予防課長	③　ただいまの質問ですが、消防計画に基づきます避難訓練等につきましては、毎年、春と秋に実施されておりまして、そのうちどちらか１回が消防の立会いを求められているのが現状となっております。 近年の指導助言等につきましては、シナリオを見ながらの消防訓練から、完全ブラインド型の訓練指導を行っておりまして、いつどこで発生するか分からない想定を付与することによりまして、教職員にも誰もが対応できるような実効性のある指導を行っております。 また、学校等におきましては、消防用設備等が設置されているのにもかかわらず、それの使用方法が分からない教員が非常に多いという状況もありますため、立会い消防訓練の終了後に、設備の取扱方法の指導も消防では行っております。 教育委員会との情報共有につきましても、そういった部分を含めて、常に情報共有して、安全・安心の状況を保っている状況となっております。 以上です。
早　坂　委　員	①　避難器具で救助袋というのがありますけども、２階か３階ぐらいから降りていくやつだと思うのですけども、小さい子どもさんとかは使えるのでしょうか。園児とか低学年児、小学生とか。
小柴予防課長	①　避難器具の使用方法についてですが、避難器具におきましては、垂直式と斜降式という２種類がございます。また、避難器具の種類につきましては、避難はしごであったり、救助袋であったり、滑り台とかというのがございます。幼稚園とかには滑り台が付いているのをよく目にしたことがあると思いますが、例えば学校、中学校、高校については、全て今は救助袋というのが付いております。救助袋につきましては、小学生でも、中学生でも、いきなり落ちるような仕組みにはなっておりませんので、安心・安全に避難することができる、そういった仕組みになっております。 以上です。
早　坂　委　員	②　小学生の低学年でも、垂直式の救助袋の訓練はやってるということでしょうか。
小柴予防課長	②　現在、小・中学校に設置されております救助袋につきましては、１年に１回、消防用設備等総合点検というのを実施しております。救助袋を１回展開します

	と、収納等々、いろいろと専門的な知識が必要となってきます。ですので、消防立会い訓練の中においての救助袋の設置というのは今までやったことはございませんが、１年に１回の消防設備の点検等に合わせまして、業者が入りますので、そういうときに合わせて、取扱方法をするように指導はしております。 小学校低学年でも使用に関しては問題ないという設備になっております。 以上です。
早　坂　委　員	③　垂直式の救助袋は、やっぱり大人でもちょっと怖いと思うような状況で、本当に小学生が大丈夫かなと、訓練もやっているのだったらいいのだろうけど、その辺が何か心配ですけど、さらに何かあれば教えてください。
小柴予防課長	③　垂直式の救助袋に関しては、構造が、らせん階段をイメージしていただくと分かると思うのですが、中がらせん状になっておりまして、ぐるぐる、ぐるぐると抵抗をかけながら下に降りていくというようなのが垂直式の特徴でございます。 斜降式につきましては、そのとおり、下の支点にロープを張って、斜めにそのまま降りていくというのが救助袋の特徴となっております。 ですので、小学生でもらせん状に垂直に降りていくという部分で安全面は確保されているというような仕組みとなっております。 以上です。 （消防本部・署）について終了 １１時２０分　休憩 １１時２１分　再開 （保健福祉部）
根岸健康スポーツ課長	資料説明③千歳市・恵庭市におけるパークゴルフ場の相互利用（試行）の実施に向けた検討について 【質疑】
前　田　委　員	①　今、説明いただきましたこの千歳市と恵庭市の相互利用、これについては非常にいい方向なのかなと思っています。その中で、利用者数のどういう認識でいるのかなというのをちょっと確認したいと思いますけれども、もちろん高齢者が増えたり、人口が減っている状況ですから、だんだん減っていくのは分かるのですけれども、令和２年から令和５年、コロナ明けでぐっと落ちました。利用者が落ちたんですけども、見て分かるように、令和６年、７年、また上がってきているんですよ。平成２９年、３０年ぐらいからぐっと落ちたのですけど、また持ち直

	してきているという状況ですけども、今後、この辺の利用者数の推移、どのように考えておられるのかなと。ずっと落ちていくと考えているのか、どこかでうまく施策をして、維持することを考えているのか、その辺のところをちょっとまず伺います。
根岸健康スポーツ課長	①　委員御質問の利用者数についての認識という御質疑でございました。これにつきましては、本市においても状況を現在注視している状況でございます。 　将来の施設については、今後の課題ということで、方向性については今後の課題ということで捉えているところではありますが、今後に向けてどのようなことを市としてやっていけるのか、そういう方向性の一つとして、本日報告申し上げました相互利用、そういう取組をやっていこうと、そういったようなものになっております。 　以上でございます。
前　田　委　員	②　利用者数の別紙１を見ていただけたら分かるのですけれども、有料が２施設、無料が３施設あるのですけれども、何も無料だから増えるとか、そういう状況じゃないですね、やっぱり減っていっていますよね。市民はパークゴルフが健康スポーツの一つとしてすごく定着しています。やはりサービスがよかったり、施設の整備状況がよかった。中央ゴルフ場は結構頑張ってるじゃないですか。だからそういうところに、着眼を持ってやっていただきたいなというのが私の意見ですけれども、次のページの千歳市のつばさ公園と恵庭中央の料金をぱっと市民が見たときに、やっぱりちょっと恵庭中央は高いなと、一目見てそう思っちゃうんですよね。早々にこれを改善するということは難しいと思います。ただ、やはり千歳は市民一般は３００円、市外が６００円、これに対して、恵庭は６００円と１，０００円ですよね。私はやっぱり４００円、８００円ぐらいがいいのかなと、個人的な見解ですよ、これをぱっと見たときに、やっぱり恵庭は高いなというイメージが非常にあるのですけど、今後の検討としてどうでしょうか。
根岸健康スポーツ課長	②　パークゴルフ場の料金についての御質疑でございました。確かに委員御指摘のとおり、千歳のパークゴルフ場の金額は、恵庭と比較して安い状況となっているところでございます。ただ、この料金につきましては、本市におきましても、本市の全体的な使用料の設定、そういったような基準も鑑みながら設定しているところであり、その中でも、指定管理の裁量の中において、枠囲み恵庭中央の下のほうに、午後券の発行というものを行っているところです。こちら中央パークゴルフ場、通常はこちらの料金になっているんですけれども、午後からプレイする場合は安くプレイすることができると、そういったような方向性も指定管理の裁量の中で出してるところでございまして、本市の市としてのパークゴルフ場の料金設定については、全庁の方向性を見ながら、慎重に考えてまいりたいと、このように考えているところでございます。 　以上です。
前　田　委　員	③　料金設定については、施設利用条例等々いろいろ制約がありますから、そうす

	るにはということを私も申し上げたのですけれども、やはりこういうパークゴルフが市民の健康スポーツの一助になっているということを考えると、やはりそこにはやっぱり料金、利用料というのがどうしても市民の目につきますので、今後やっぱり一つの検討として、やはり条例等の改正も含めて検討していただきたいなと、検討ですよ、していただきたいなと思います。最後に御所見を伺います。
根岸健康スポーツ課長	③　料金についての検討という御質疑でございました。こちらに関しましては、検討してまいりたいと、そのように考えております。 　以上です。
早　坂　委　員	①　パークゴルフ場が、恵庭、千歳１か所ずつということですけども、これはどうして１か所ずつになったのか。例えば、２か所でもいいんじゃないかとか、例えば盤尻パークゴルフ場も整備したばかりだし、そういうふうに２か所ずつという、そういう案はなかったのでしょうか。
根岸健康スポーツ課長	①　パークゴルフ場の相互利用試行の箇所数についての御質疑ということでございました。こちらなのですが、まず相互利用について、こういったようなことを千歳市さんと恵庭市で連携してやっていきましょうと、そういうことに今取りかかったばかりのところでございます。どのような影響があるのかとか、そういったようなところを検証していくに当たりまして、まずは１か所、試行としてやっていこうと、そういうところになってございます。 　試行を通じながら、影響等々を千歳市と恵庭市で相互に確認し合いながら、またこういった常任委員会の場で経過を報告しつつ、今後については検討してまいりたいと、そのように考えております。 　以上です。
吉　永　委　員	②　それでは、将来的には施設の統廃合や廃止といったことが書かれております。今回のやつは、どっちかと言うと施設の統合と言いますか、のほうなのですが、廃止のほうも考えなきゃいけないといったときに、判断基準として、どのような数字を持ってくるのだろうかと、稼働率、収支比率、数字から言うと１０年間でやっぱり３０％減っている、しかもコロナ明け、一旦増えたのだけど減っているということは、だんだん今後減っていくだろうといったところで、どういう判断で今後やっていくのかというところをお伺いします。
根岸健康スポーツ課長	②　委員からの御質疑、今後の統廃合についてどのような判断基準で取り組んでいくのかという御質疑でございました。このことにつきまして、本日の御報告なのですけれども、パークゴルフ場の相互利用ということで、将来的な可能性としては、そういった可能性も秘めつつ、今、市としてどのようなことができるのか、パークゴルフ場の利用について、そういったような取組をしていくことが大切であると、そのように考えているところでございます。 　このパークゴルフ場の相互利用をもって、どのような影響があるのか、プラスの影響が出ることを祈っているところでございますが、そういったような影響も

	加味しながら、今後において、そういったような統廃合とかの影響がどのようになるのかというのは考えていくということで、現時点においては、そこまでの想定というのはないところでございました。 以上です。
吉　永　委　員	承知しました。今回のやつは相互利用で、将来的にはということで分かりました。
	③　それで、他市の施設を利用するのですが、とすると市民であることを証明しなきゃいけないのですが、確認の方法等について伺います。
根岸健康スポーツ課長	③　パークゴルフ場の相互利用に係る住所確認の御質疑でございました。こちらなのですが、まず現状の居住地確認の方向ということで、現在でも市民と市外、そういった区分があるところでございます。その際の区分につきましては、券売機、自動販売機がございます。そちらのほうで市民を押していく、市外を押していただくと、そういう中で区分をしているところであり、ただそれだけにするのかというと、そういうところではなく、抽出、抜き打ちで身分の確認できるもの、居住地を確認できるものございませんかというお声がけをすることによって、不正利用を防止すると。混雑の緩和と不正利用の防止、そういったようなやり方でクリアしているところでございます。 このやり方をそのまま相互利用のやり方に取り入れると、そういったことで検討しており、千歳市さんともこのやり方でというところで協議しているところでございました。 以上であります。
吉　永　委　員	ありがとうございます。
	④　それでは、それぞれ多分、指定管理者でやっていると思うのですが、指定管理者にとっても、この相互利用による利用者の変動というのは大きな問題というか、経営に関わる問題だと思うのですが、万が一、この収支が悪化した場合、よかったらいいのでしょうけど、補塡とか、契約上の取扱いについてお伺いします。
	⑤　もう一つは、市民への周知方法についてお伺いします。
根岸健康スポーツ課長	相互利用の試行に伴う指定管理者の減収と市民周知について２件の御質疑であったかと思います。
	④　まず、指定管理者の減収についてでございますが、こちら、まず今まで市民外料金で使っていた千歳市民が恵庭市民料金で使えることになると、確実に指定管理者の収入は減収してまいります。こういった減収分につきましては、集計を取り、指定管理者が減収した部分については、次年度において恵庭市が指定管理料に上乗せして指定管理者に多く支払いすると、そういったことで指定管理者にデメリットが発生しない、そういったようなことを検討しております。
	⑤　次に、市民周知でございますが、広報えにわによる周知、また、市のホームページ、またはＬＩＮＥといった各種ＳＮＳ等による周知を活用して広く知らしめていきたいと、このように考えております。

	以上です。 （保健福祉部）について終了 ○日程２．報告案件について　終了
新　岡　委　員　長 横　道　副　市　長	その他、理事者から何かございますか。 ございません。 （理事者・執行部退席） ●日程３．その他 ごみ処理場施設、焼却施設の現地調査について 付託案件審査について次の委員会で表明を行う 委員長が閉会を告げる （１１時４０分　終了）